脱炭素志向型住宅の導入支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)





【令和7年度補正予算(案)75,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅(脱炭素志向型住宅)の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ② 住宅の省工ネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅(GX志向型住宅)の導入に対して支援を行う。

○対象(補助額):新築戸建住宅※1、新築集合住宅※1

省エネ基準における地域区分1~4:125万円/戸、5~8:110万円/戸

※1:補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に、工事着手(基礎工事に着手)したものに限る。

- ○主な要件:① 断熱等性能等級6以上
 - ② 一次エネルギー消費量削減率35%以上(省エネのみ)
 - ③ 一次エネルギー消費量削減率100%以上(再生エネ等含む)※2
 - ④ 高度エネルギーマネジメント(HEMS等)
 - ⑤ 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること**3 など
 - ※ 2:右の表を参照
 - ※3:温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など
 - 注)以下の住宅は、原則対象外とする。
 - ・「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
 - ・「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、 急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発 によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 - ・「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3m以上の区域に限る。)」に立地する住宅
 - ・「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水 想定高さ3m以上の区域に限る。)」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■補助対象 民間事業者・団体

■実施期間 令和7年度

4.補助要件(詳細)・補助対象の例

<補助要件(詳細)>

住宅の種別 (形態・立地を含む)		断熱 性能	一次エネ消費量削減率		その他要件
			省エネのみ	再エネ含む	ての他委任
戸建	下記以外の地域	等級 6	35% 以上	100%以上	・高度エネルギーマネジメント (HEMS等) の導入 ※他の機器との接続が可能な 規格に適合することが必要 (接続の是非は居住者の判断)
	寒冷地又は低日射地域			75%以上	
	都市部狭小地等又は多雪地域			_	
集合	1~3層			75%以上	
	4・5層			50%以上	
	6層以上			_	





(GX志向型住宅)





お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話:0570-028-341